

令和8年度 多摩川河川敷（登戸地区）における にぎわい創出等の新たな利活用に向けた社会実験

募集要項

1 目的

川崎市では、小田急電鉄株式会社と共に令和3年3月に公表した「小田急沿線川崎エリアまちづくりビジョン」に基づき、沿線の価値向上に向け連携し、様々な取組を推進しています。多摩川河川敷（登戸地区）は、スポーツやピクニック等、多くの利用者でにぎわう一方で、バーベキュー利用者によるゴミの不法投棄や騒音等の課題も生じています。こうしたことから、現状の課題解決と多様なニーズに対応した水辺のにぎわい創出に向けて、小田急電鉄と連携しながら、令和4年度より多摩川の利活用社会実験「登戸・多摩川 カワノバ」を実施してまいりました。また、定期的な「カワノバを語る場」などの地域意見交換会やアンケートを通じて、課題の改善や、居心地がよく魅力的な空間づくりを求める声、持続可能な取組に向けた管理運営体制構築の必要性などの御意見等をいただきました。

これらの取組により一定程度の課題は改善されつつあるものの、今後は継続的な事業性の確保や地域とのつながりの形成、さらなる市民サービスの向上など、引き続き社会実験において検証すべき要素が確認されました。

こうした状況を踏まえ、本社会実験は、令和7年度に引き続き運営事業者の募集を行い、令和10年度以降の長期間の民間事業者等の活力導入を見据え、継続的にゴミの不法投棄等の課題解決を図るとともに、地域の方々と連携を図りながら様々な利活用を促進し、効率的・効果的な管理運営、地域活性化や持続可能な水辺のにぎわいを創出する取組として実施するものです。

2 社会実験の概要

（1）名称

令和8年度 多摩川河川敷（登戸地区）におけるにぎわい創出等の新たな利活用に向けた社会実験

（2）募集する事業内容

「令和8年度 多摩川河川敷（登戸地区）におけるにぎわい創出等の新たな利活用に向けた社会実験仕様書」のとおり

（3）実施期間

河川法に基づく許可を受けた日から最長令和10年3月頃まで（運用開始は令和8年4月を予定）

※単年ごとに事業協定書を締結し、事業の実施状況等を踏まえ、市と事業者の協議により、次年度（令和9年度）の更新をすることができるものとする。

(4) 対象区域

川崎市多摩区登戸 3653 周辺 小田急線・JR 南武線登戸駅より徒歩 5 分程度



3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

- ・川崎市が設置する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を精査・評価し、最も高い合計点を獲得したものを事業者として決定する。ただし、すべての提案者の評価点が、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を決定せず、再度、選考を行う場合がある。
- ・提案内容に虚偽の記載があると委員会が判断した場合は、得点の合計に関わらずその提案を失格とする。
- ・審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知するとともにみどり・多摩川事業推進課ホームページで公表する。

（2）企画提案を選定するための評価項目

- ・別添「令和8年度 多摩川河川敷（登戸地区）におけるにぎわい創出等の新たな利活用に向けた社会実験事業者選定評価基準」により、事業概要、事業内容、事業収支、運営体制、地域連携、データ提供その他の各項目について評価する。
- ・社会実験により得られるデータ等を使って導入効果等の検証を行うことから、データ等の提供について適切な体制等が整えられているかについても評価する。

4 協定の締結

選定された事業者は、目的達成に向け、より効果的な社会実験となるよう市と協議を行い、速やかに多摩川河川敷（登戸地区）におけるにぎわい創出等の新たな利活用に向けた社会実験に関する協定を締結すること。（別紙「協定案」参照）なお、選定された事業者が、協定締結までに以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。

- ① 参加資格を喪失したとき。
- ② 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- ③ 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき。
- ④ 財務状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断されるとき。
- ⑤ 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき。
- ⑥ その他、市長により、協定の締結が適当でないと判断されるとき。

5 参加資格

日本国内において、提案内容と類似する事業を実施した実績を有する法人事業者であること。なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合の他、以下に定める場合は企画提案参加申込を行うことができないものとする。

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない場合
- ② 当該業務の企画提案書の提出期限の日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした場合で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていない場合
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした場合で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていない場合
- ⑤ 直近3事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税を滞納している場合
- ⑥ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく、資格停止期間中である場合
- ⑦ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止中である場合
- ⑧ 川崎市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）、その他の関係法令に違反している場合
- ⑨ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等または暴力団密接関係者である場合

※共同企業体として参加する場合は、構成員においても上記参加資格を満たすこと。

6 留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 同一の法人からの複数の企画提案の提出は不可とする。
- (5) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について、必要に応じ、川崎市と提案者の協議のうえ修正を依頼する場合がある。
- (6) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。
- (7) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に川崎市の承諾を受けることとする。
- (8) 採用された企画提案書及び関係書類は、必要に応じて外部に開示される場合がある。
また、応募書類は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は同条例第8条第1項第4号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (9) 社会実験実施期間中に関係管理者、地域等との調整状況により、新たな取組を実施したり内容を変更したりする場合には、市と協議の上、実施するものとする。

7 知的財産権の帰属

- (1) 社会実験の過程で生じた知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し、又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含む。著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び報告書に含まれる知的財産権は、川崎市と事業者双方の共有のものとする。
- (2) 事業者は、社会実験で得られた知的財産権について、特許出願、実用新案登録出願または意匠登録出願する場合、川崎市と協議し同意を得なければならない。なお、出願等に係る費用は、事業者の負担とする。

8 担当部署

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課（民間活用担当）
住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地17階
電話：044-200-0511
FAX：044-200-3973
E-mail：53mityo@city.kawasaki.jp

9 スケジュール

募集要項の公表・配布	令和8年1月30日（金）から
参加意向申出書の受付	令和8年2月10日（火）まで
質問書の受付	令和8年2月10日（火）まで
質問書の回答	令和8年2月18日（水）

企画提案書の受付	令和8年2月27日（金）まで
プレゼンテーション	令和8年3月5日（木）
審査結果通知	令和8年3月6日（金）（予定）
協定締結	令和8年3月後半（予定）
運用開始	河川管理者より河川法に基づく許可を受けた日以降 (令和8年4月を想定)

10 参加手続き

（1）募集要項の配布

日 時 令和8年1月30日（金）から
場 所 みどり・多摩川事業推進課ホームページ

（2）参加意向申出書の受付

受付日時 令和8年1月30日（金）から令和8年2月10日（火）まで
午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）
受付場所 みどり・多摩川事業推進課
提出方法 「プロポーザル参加意向申出書（第1号様式）」に所定の事項を記入の上、みどり・多摩川事業推進課に持参、郵送又は電子メールにて提出（押印不要）

（3）質問書の受付、回答まで

受付日時 令和8年1月30日（金）から令和8年2月10日（火）まで
午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）
受付方法 「令和8年度 多摩川河川敷（登戸地区）におけるにぎわい創出等の新たな利活用に向けた社会実験に関する質問書（第2号様式）」に記入の上、みどりの事業調整課に持参、郵送又は電子メールにて提出
回答方法 令和8年2月18日（木）までにみどり・多摩川事業推進課ホームページ上に回答を掲載

（4）企画提案書の受付

受付日時 令和8年2月18日（水）から令和8年2月27日（金）まで
午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）
受付方法 みどり・多摩川事業推進課に持参又は郵送（必着）
提出資料 以下の①～④の紙媒体資料（正本1部、副本7部、部数毎にA4ファイルに綴る）及びCDデータ
 ①多摩川河川敷（登戸地区）におけるにぎわい創出等の新たな利活用に向けた社会実験に関する企画提案書（第3号様式）
 ※要押印（社印であれば実印でなくても可）
 ②多摩川河川敷（登戸地区）におけるにぎわい創出等の新たな利活用に向けた社会実験への応募主体概要書（第4号様式）

③多摩川河川敷（登戸地区）におけるにぎわい創出等の新たな利活用に向けた社会実験事業計画書（第5号様式）

④多摩川河川敷（登戸地区）におけるにぎわい創出等の新たな利活用に向けた社会実験施設・設備配置計画書（第6号様式）

※その他、必要に応じて追加書類を求める場合がある。

※企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

- ・提案書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- ・会社更生法等の適用申請等契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- ・審査の公平を害する行為があった場合
- ・その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

（5）プレゼンテーション

日 時 令和8年3月5日（木） 13時から

場 所 本庁舎17階 建設緑政局会議室（予定）

※注意事項

- ・紙媒体で提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないこと。
- ・各提案者のプレゼンテーション時間は、15分以内とする（質疑応答を除く）。

（6）審査結果通知

通知日時 令和8年3月6日（金）（予定）

通知方法 各提案者に対し結果通知書により通知するとともに、みどり・多摩川事業推進課ホームページにて結果を発表する。

※注意事項

- ・各提案事業に対する採点結果についてもホームページで公開する。

（7）協定の締結

事業者の選定後、選定された事業者と協議のうえ、多摩川河川敷（登戸地区）における新たな利活用に向けた社会実験に関する協定を締結する。なお、当該事業予定者と協定の締結に至らなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。